

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

平成27年 2月16日
制定

改正 平成27年 4月 1日 平成27年10月16日 平成28年 4月 1日
平成28年 8月 1日 平成29年 3月31日 平成29年 7月13日
平成30年 1月19日 平成30年 4月 1日 平成30年10月 1日

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、別表の5事業者に規定する者が県の策定した都道府県計画に基づく同表の1補助対象事業に規定する事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助額の算出方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書（様式1）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費配分の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共

団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式2)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

(11) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認)

第6条 前条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書(様式3)に別に定める書類を添えて、又は事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式4)に中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

第8条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前記ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手届(様式5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式6)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式7)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払又は前金払)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払又は前金払の申請をしようとするときは、補助金概算払(前金払)申請書(様式8)を知事に提出しなければならない。

(書類等の提出)

第12条 補助事業者は、この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業所管課へ提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。ただし、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成26年4月1日から開始する既存事業については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。ただし、がん医療提供体制充実強化事業については、予算成立の日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。ただし、周産期医療機能・分化連携推進事業については、平成29年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、院内保育所運営費補助事業、歯科医療従事者技術向上事業については、平成30年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
院内助産所・助産師 外来整備事業	1カ所あたり 3,811千円 (ただし1品目の価格 が10千円を超えるも の)	民間病院等の院内助産 所・助産師外来の設備整 備として必要な医療機器 等の備品購入費	3分の2	産科又は産婦人 科の診療科を有 する病院・診療 所等
医師確保対策補助事 業 1. 医師派遣等推進事 業	派遣元医療機関におけ る医師派遣による対価 の一部に相当する額 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数	派遣元医療機関におけ る直近の決算数値により以 下の式により算出される 医師1人当たりの経常利 益相当額に派遣医師ごと に派遣月数を乗じて得た 額の合算額 (入院診療収益+外来診療 収益-(人件費(医療職)+ 材料費+その他の経費)) ／医師数(常勤+非常勤) ×1/12	2分の1	沖縄県地域医療 対策協議会で議 論され、派遣計画 が認められた医 療機関。
2. 産科医等育成・	(1) 産科医等確保支	(1) 分娩を取り扱う産	3分の1	次の2つの要件

確保支援事業	<p>援事業 1分娩当たり 10,000円</p>	<p>科・産婦人科医及び 助産師に対して、処 遇改善を目的として 分娩取扱件数に応じ て支給される手当 (分娩手当等)</p>	<p>を満たす医療機 関 (1) 沖縄県内の 分娩を取り扱う 病院・診療所・助 産所 (2) 1分娩あた り、一般的に入 院から退院まで の分娩費用とし て徴収する額が 55万円未満の分 娩施設</p>
	<p>(2) 産科医等育成支 援事業 研修医1人1月当 たり 50,000円</p>	<p>(2) 臨床研修終了後、指 導医の下、研修カリ キュラムに基づき産 科・産婦人科の研修 を受けている者に対 して、処遇改善を目 的として支給される 手当(研修医手当)</p>	<p>次の2つの要件 を満たす医療機 関 (1) 医師法第16 条の第2第1項に 規定する臨床研 修終了後、産婦 人科専門医の取 得を目的とし て、指導医の下、 研修カリキュラ ムに基づき研修 を受けている者 (以下「産科専攻 医」という。)を 受け入れている 医療機関(社団 法人日本産婦人 科学会が指定す る卒後研修指導 施設等) (2) 就業規則、ま たは雇用契約等 において、産科 専攻医の処遇改 善を目的とした 手当(研修医手 当等)の支給に ついて明記して いる医療機関</p>
3. 新生児医療担当 医確保支援事業	<p>新生児1人あたり 10,000円 (NICU入院初日のみ)</p>	<p>NICUにおいて新生児を担 当する医師の処遇改善を 目的として支給されるNI CUに入院する新生児に応 じて支給される手当(新</p>	<p>NICUにおいて新 生児医療に従事 する医師に対 し、NICUに入院 する新生児に応</p>

<p>千円)</p> <p>イ 新人看護職員等が2名以上のとき</p> <p>630千円</p> <p>(ただし、新人保健師研修・助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p>	<p>(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p>
<p>(2) 教育担当者経費</p> <p>新人看護職員等5名以上の場合に5名ごとに</p> <p>215千円</p> <p>(注)</p> <p>新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p>
<p>(3) 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1名～4名を受け入れる場合1施設当たり</p> <p>113千円</p> <p>イ 5名～9名を受け入れる場合1施設当たり</p> <p>226千円</p> <p>ウ 10名～14名を受け入れる場合1施設当たり</p>	<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>、需要費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

	<p>566千円</p> <p>エ 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円</p> <p>オ 20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円</p> <p>カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに 45千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>			
看護師等養成所運営補助事業	<p>次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 看護師（3年課程）養成所（全日制）</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に調整率(※)を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1カ所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 総定員が120名を越える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1カ所あたり</p>	<p>看護師等養成所の運営費に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>(3) 部外講師謝金</p> <p>(4) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする)</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする)</p> <p>3 生徒経費</p>	定額	県内看護師等養成所

536,000円	(1) 事業用教材費
エ 生徒数に1人あたり15,500円を乗じて得た額	(2) 臨床実習経費(消耗器財に要する経費)
(2) 基準額B	(3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)~(2)に該当するもの)
次のア及びイの合計額	4 実習施設謝金
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	(1) 報償費(実習施設謝金)
340,000円	(2) 委託料(上記報償費とする)
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	5 新任看護教員研修事業実施経費
147,000円	部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費
2 看護師(2年課程)養成所(全日制)	6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費
(1) 基準額A	部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費
次のア、イ、ウ、エの合計額に調整率(※)を乗じて得た額	
ア 養成所1カ所当たり	
13,889,000円	
イ 総定員が80人を越える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに	
1,842,000円	
ウ 事務職員分として1カ所あたり	
536,000円	
エ 生徒数に1人あたり17,600円を乗じて得た額	
(2) 基準額B	
次のア及びイの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	
340,000円	
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実	

	<p>施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>※ 調整率 定員181人以上の養成所については調整率 0.92 定員161人以上180人以下の養成所については調整率0.94 定員121人以上160人以下の養成所については調整率1.00 定員81人以上120人以下の養成所については調整率1.02 定員80人以下の養成所については調整率1.04</p> <p>(注)</p> <p>1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の総定員とする。</p> <p>2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>3 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p>			
<p>小児救急医療支援事業</p>	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1地区あたり</p>	<p>小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)</p>	<p>3分の2</p> <p>※ 事業者が市町村、又は県、市町村以外の者で、市町村が行う補助事業に対し</p>	<p>地方公共団体(地方自治法に定める広域連合を含む。)、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協</p>

26,310円×診療日数

(2) 休日C
1地区あたり
13,150円×診療日数

(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(125/100以上、150/100以上又は160/100以上)を手当てしている場合に限る。)
1地区あたり
19,782円×診療日数

(4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)
1地区あたり
14,838円×診療日数

(オンコール体制)

(5) 医師が病院に待機する態勢ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合
1地区あたり
13,570円×診療日数

(注)

て補助する場合には、第3条(1)により選定した額と、市町村が補助する額をさらに比較し、少ない額に補助率である3分の2を乗じ得た額を、第3条(2)に定める交付算定基礎額とする。

3分の1
※事業者が県の場合は、第3条(1)により選定した額に、補助率である3分の1を乗じ得た額を、第3条(2)に定める交付算定基礎額とする。

同組合連合会及び知事が適当と認める者

	<p>特定行為指導者講習会 へ派遣した病院等への 補助</p>	<p>会受講に要する旅費</p>		
<p>院内保育所運営費補 助事業</p>	<p>次の(1)又は(2)により 算出された額とする。</p> <p>(1)平成27年度以降新 規に院内保育所を開設 する病院等</p> <p>次のアにより算定した 基本額より、ウに定め る保育料相当額を控除 した額にエの調整率を 乗じた額（補助期間5 年が上限）と、イによ り算定した加算額の合 計額</p> <p>ア 基本額 【A型特例】 1人×1 80,800円×運営月数 【A型】 2人× 180,800円×運営月数 【B型】 4人× 180,800円×運営月数 【B型特例】 6人× 180,800円×運営月数</p> <p>イ 加算額 【24時間保育を行って いる施設】 23,410円×運営日数</p> <p>【病児等保育を行って いる施設】 187,560円×運営月数</p> <p>【緊急一時保育を行っ ている施設】 20,720円×運営日数</p> <p>【児童保育を行ってい る施設】 10,670円×運営日数</p> <p>【休日保育を行ってい る施設】</p>	<p>病院内保育所の運営に必 要な次に掲げる経費</p> <p>1 給与費（職員給与費、 法定福利費等）</p> <p>2 委託料（上記1に該当 する経費）</p>	<p>3分の2</p>	<p>公立及び公的病 院を除く県内の 病院、診療所</p>

	<p>11,630円×運営日数</p> <p>ウ 保育料収入相当額は、24,000円×保育月数に4月1日時点での保育児童数を乗じた金額とする。 ただし、保育児童数の上限は次のとおり。 【A型特例】1人 【A型】4人 【B型】10人 【B型特例】18人</p> <p>エ 調整率 開設後経過年数 1年目から3年目 …調整率1 4年目…調整率2/3 5年目…調整率1/3 年度途中で開設した場合は、翌年度を1年目と算定する。</p> <p>(2)平成26年度以前に院内保育所を開設している病院等</p> <p>上記イにより算定した加算額の合計による。</p>			
県内就業准看護師の進学支援事業	1人あたり300千円	在学中の面接授業や単位認定試験などで県外に行くための旅費	2分の1	県内で就業している准看護師
在宅歯科人材育成支援事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	在宅歯科治療に対応できる人材育成研修事業に要する経費 (講師等謝金、講師等旅費、役務費(通信運搬費)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費))	定額	一般社団法人沖縄県歯科医師会
病床機能の分化・連携を推進するための基盤整備事業	<p>1 病院</p> <p>(1) 施設整備 ア 増改築 1床あたり4,770千円</p> <p>イ 改修 1床あたり3,333千円</p> <p>(2) 設備整備 1施設あたり10,800千円</p>	<p>1 病院</p> <p>既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟へ転換するために要する経費(工事費、工事請負費、医療機器購入費)</p>	3分の2	県内の病院又は訪問看護ステーション(サテライトを含む。)、訪問看護みなし指定事業所を開設若しくは拡充する者

	円 2 訪問看護ステーション等 1 施設あたり5,000千円	2 訪問看護ステーション等（訪問看護サービスの提供体制が十分でない地域等において支援を計画するものに限る。） 新たな訪問看護事業所等の開設又は拡充（小児慢性疾患や難病患者等への拡充に限る。）に伴い整備する訪問看護の実施に必要な医療機器等及び車両の購入に要する経費		
精神科訪問看護の質向上のための研修事業	知事が必要と認められた額	精神科訪問看護基本療養費算定要件に係る研修事業に要する経費 （講師等謝金及び旅費、賃金、役務費（通信運搬費）、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料）	2分の1	公益社団法人沖縄県看護協会
歯科医療従事者技術向上支援事業	知事が必要と認められた額	歯科医療従事者の研修事業に要する経費 （講師等謝金、講師等旅費、役務費（通信運搬費）、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料）	10分の7	一般社団法人沖縄県歯科医師会
指導医育成プロジェクト事業	知事が必要と認められた額	ハワイ大学と連携して行う若手指導医の育成に必要な次に掲げる経費（報償費（謝金）、人件費、諸手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金（学会参加費に限る））	2分の1	国立大学法人琉球大学
医療人育成事業	知事が必要と認められた額	若手医師のシミュレーショントレーニング実施に必要な次に掲げる経費（報償費（謝金）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）	2分の1	一般社団法人沖縄県医師会
地域医療関連講座設置事業	知事が必要と認められた額	講座の設置・運営に必要な次に掲げる経費 謝金、人件費、諸手当、賃金、旅費、需用費（消耗品	2分の1	国立大学法人琉球大学

		費、印刷製本費、会議費)、 役務費（通信運搬費）、使 用料及び賃借料、図書購入 費、委託料（上記経費に該 当するもの。）		
地域医療構想を実現 する医療連携機能強 化事業	知事が必要と認めた 額	地域医療連携ネットワー クの整備等に必要な報酬、 給料、職員手当等、共済費、 報償費、旅費、需用費（消 耗品費、印刷製本費）、委 託料、役務費（通信運搬費、 損害保険料）使用料及び賃 借料、備品購入費	3分の2	一般社団法人沖 縄県医師会
沖縄県障害者歯科治 療に係る歯科医師等 派遣事業	(1) 歯科医師等を受け 入れる医療機関 知事が必要と定めた額 (2) 歯科医師等を派遣 する医療機関 派遣歯科医師1人当 たり1,250千円×12月 ／365日×年間派遣日 数	(1) 歯科医師等を受け入れ る医療機関 派遣歯科医師等の受入準 備等に必要な給料手当、報 償費、旅費、需用費、役務 費、使用料及び賃借料等 (2) 歯科医師等を派遣 する医療機関 派遣元医療機関における 直近の決算数値により以 下の式により算出される 医師1人1月あたりの経 常利益相当額に派遣医師 ごとに派遣日数を乗じて 得た額の合算額（入院診療 収益＋外来診療収益－（人 件費（医療職）＋材料費＋ その他の経費））／医師数 （常勤＋非常勤）×1／36 5×年間派遣日数	定額	沖縄県病院事業 局
精神障害者地域移行・ 地域定着促進基金事 業	1事業所あたり4,200円	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第三十三 条の五に示される地域 援助事業者及びその他の 医療保護入院者の退院後 の生活環境に関わる者（以 下「地域援助事業者」等と いう。）が、精神保健及び 精神障害福祉に関する法 律施行規則第15条の6に 基づき開催する医療保護 入院退院支援委員会又は	定額	精神科病院

		その他医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するために病院管理者が開催する会議へ出席した際に、当該地域援助事業者等へ病院管理者が支払った報償費		
心身障害児(者) 歯科診療拡充事業	知事が必要と定めた額	給料手当、福利厚生費、諸謝金、賃金、報償費、旅費交通費、会議費、消耗品費、職員被服費、印刷製本費、光熱水道費、燃料費、修繕費、薬品費、診療材料費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料、諸会費、医療器材等購入費	下記以外 10分の9 医療器材等 購入費 2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会
医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業	知事が必要と認めた額	医療的ケア児等の新たな受け入れ又は受け入れ拡大に伴い必要な医療機器等の購入に要する経費	4分の3	県内の病院、診療所及び指定障害者支援施設等
がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	知事が必要と認めた額	報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	国立大学法人琉球大学
がん医療提供体制充実強化事業	知事が必要と認めた額	報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	国立大学法人琉球大学
周産期医療体制整備支援事業				
1. 周産期医療機能・分化連携推進事業	次の(1)(2)について知事が必要と認めた額 (1)聴覚検査機器購入支援 (2)聴覚検査技師等配置支援	先天性聴覚障害のリスクの高い新生児の受入を行う総合及び地域周産期母子医療センターの機能強化に要する以下の経費 報酬、法定福利費、備品購入費	2分の1	総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの認定を受けた医療機関
2. 未熟児網膜症対応眼科育成事業	知事が必要と認めた額	未熟児網膜症の診察・治療に要する経費 備品購入費	2分の1	地方独立行政法人那覇市立病院
3. 高度新生児医療基盤整備事業	知事が必要と認めた額	沖縄県立中部病院NICU増床に必要な次に掲げ	2分の1	沖縄県病院事業局

		る経費 委託料、工事請負費、備品 購入費		
看護師特定行為研修 機関支援事業	1施設あたり3,500千 円	看護師特定行為研修機関 の施設の改修及び体制整 備に必要な施設整備に係 る経費 工事請負費、委託料、使用 料、備品購入費	3分の2	指定研修機関及 び指定研修機関 の指定に係る審 査を受けている 者
健康サポート薬局の モデル薬局整備事業	知事が必要と認めた 額	健康サポート薬局のモデ ル薬局の構築及び薬剤師 に対する研修に要する経 費 需用費、備品購入費、使用 料、報償費、旅費、人件費	3分の2	一般社団法人沖 縄県薬剤師会